「所定疾患施設療養費」の公表について

介護老人保健施設においてご入所者様の医療ニーズに適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価されることになりました。
以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる所定の疾患

1. 肺炎
2. 尿路感染症
3. 帯状疱疹
4. 蜂窩織炎

上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射処置などが行なわれた場合に算定する。
診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
所定疾患施設療養費の算定状請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

		令和５年度											
		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染	人数												
	日数												
帯状疱疹	人数								1				
	日数								10				
蜂窩織炎	人数												
	日数												